

合併協定書

平成16年4月10日

小城町・三日月町・牛津町・芦刈町

協定項目

1 合併の方式

小城町、三日月町、牛津町、芦刈町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する対等合併（新設合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「^{おぎし}小城市」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、牛津町大字柿樋瀬1100番地1（現在の牛津町役場）とする。（分庁方式における総務部（新市の市長、助役、収入役を含む。）が配置される庁舎の位置とする。）
- (2) 現在の小城町役場を小城庁舎、現在の三日月町役場を三日月庁舎、現在の牛津町役場を牛津庁舎及び現在の芦刈町役場を芦刈庁舎と呼称する。
- (3) 小城庁舎に市民部・教育委員会及び観光分野、三日月庁舎に福祉部、牛津庁舎に総務部及び芦刈庁舎に産業経済部を配置する。
- (4) 合併後5年を目途に本庁方式へ移行するものとし、本庁方式への移行方法（事務所の位置、建設方法等）は、新市に委ねるものとする。
なお、本庁方式移行時の事務所の位置と分庁方式における事務所の位置とは、関連がないものとする。

5 財産、債務の取扱い

4町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 地域審議会の取扱い

小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定による地域審議会を新市において設置する。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるとおりとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

4町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

新市における議会の議員の定数は26人とする。ただし、新市における議会の議員の定

数の協議を妨げるものではない。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 特例措置後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数は20人とする。

9 地方税の取扱い

- (1) 町民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税の税率については、4町に相違がないため、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 個人市民税の納期については、三日月町の例による。
 - イ 固定資産税の納期については、小城町の例による。
 - ウ 軽自動車税の納期については、小城町、三日月町の例による。
 - エ 軽自動車の標識の再交付に伴う弁償金については、芦刈町の例による。
 - オ 特別土地保有税の免税点については、小城町、牛津町の例による。
 - カ 入湯税については、小城町、牛津町の例による。

10 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとするほか、次のとおりとする。

- (1) 職員数については、定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- (2) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。
- (3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化を図る。

11 一部事務組合等の取扱い

- (1) 4町すべてが加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 西佐賀水道企業団については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 天山林野組合については、合併までに調整する。
- (4) 陽だまりの丘公園協議会(牛津町・江北町)で維持管理する公園財産については、合併後も新市に引き継ぐものとする。
- (5) 公平委員会事務委託については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に事務委託規約により委託する。

12 特別職の身分の取扱い

特別職の身分については、次のとおりとする。

- (1) その設置、人数、任期等については、法令等の定めるところに従い調整し、法令等

の定めがない場合は新市において定める。

- (2) 報酬額については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに合併までに調整する。

1.3 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「小城郡4町合併に関する条例・規則等の整備方針」により、関係条例・規則等のそれぞれの施行による区分により調整するものとする。

「小城郡4町合併に関する条例・規則等の整備方針」

小城郡4町による対等（新設）合併が行われる場合、合併関係町（小城町・三日月町・牛津町・芦刈町）は、合併によって消滅するため、従来の4町の条例、規則も失効することになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。したがって、新市の設置に伴う条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。

《施行の方法による区分》

1. 合併と同時に新市職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
2. 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
3. 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

1.4 事務組織及び機構の取扱い

(1) 庁舎形式

現行の4庁舎を有効活用するため分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散させる。また、各庁舎には、住民サービスの低下を招かないよう支所的機能を付加する。

(2) 組織・機構

新市の組織・機構の整備については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。

「新市行政組織・機構整備方針」

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 住民が利用しやすく、住民の声を適切に反映することができる組織・機構
- (2) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 新たな行政課題や緊急時に即応できる機動的な組織・機構

1.5 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

(1) 4町共通の団体について

ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新市組

織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

- ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

- (2) 各町独自の団体について
原則として現行のとおりとする。

16 使用料、手数料等の取扱い

(1. 窓口業務関係)

窓口業務関係手数料については、負担公平の原則により、合併時に統一する。

(2. 施設関係)

施設関係の使用料については、施設の内容・建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時には現行のとおりとする。

ただし、新市における住民の一体性の確保を図ると共に、負担公平の原則から適正な料金のあり方等について、新市において検討する。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から、以下のとおり調整するものとする。

なお、各種団体への補助金、交付金等は、団体の協力を求め、統合の推進を図るものとする。

- (1) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を考慮するとともに市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

18 町名・字名の取扱い

(1) 名称については、次のとおりとする。

- ア 小城町については、「小城郡小城町」を「小城市小城町」に置き換え、「大字」の表記がある場合は、これを削除する。
- イ 三日月町については、「小城郡三日月町」を「小城市三日月町」に置き換え、「大字」の表記を削除する。
- ウ 牛津町については、「小城郡牛津町」を「小城市牛津町」に置き換え、「大字」の表記を削除する。
- エ 芦刈町については、「小城郡芦刈町」を「小城市芦刈町」に置き換え、「大字」の表記を削除する。

(2) 字の区域は、従前のとおりとする。

19 行政区の取扱い

- (1) 行政区の区域、名称については、原則として現行のとおりとする。なお、同一名称

の行政区については、旧町名を行政区名の前に付ける。

(例：小城町本町と牛津町本町の場合、小城本町と牛津本町とする。)

- (2) 行政区連絡会については、新市において組織する。
- (3) 行政配布物の配布方法については、合併までに調整する。

20 慣行の取扱い

市章、市旗、市民憲章、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定めるものとする。なお、旧町の歌も地域の歌として残していくものとする。

市の花、市の木、市の鳥、イメージキャラクター、意匠登録、宣言については、新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターも地域のキャラクターとして残すものとする。

名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新市に引き継ぐものとする。

21 消防団の取扱い

各町の消防団は、合併時に統合する。

- (1) 新市の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。
- (2) 消防団員の報酬については、合併までに調整する。
- (3) 消防関係の交付金については、合併までに調整する。
- (4) 消防関係車両等の購入計画については、新市において策定する。

22 防災関係の取扱い

防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。

災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。なお、災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する。

23 姉妹都市の取扱い

姉妹都市の取扱いについては、新市において調整する。

24 国民健康保険事業の取扱い

4町で差異のある国民健康保険事業については、次のとおり取扱うものとする。ただし、平成16年度の税率、納期、減額については、旧町のものを適用する。

- ア 税率については、4町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において税率を定める。
- イ 納期については、小城町、三日月町、芦刈町の例による。
- ウ 減額については、新市において定める税率において、平準化を行い、7割・5割・2割軽減となるよう調整する。
- エ 国民健康保険財政調整基金については、4町において合併時までに、国民健康保険財政の安定的運営に必要な基金の造成に努める。
- オ 一日人間ドック検査については、小城町、三日月町、牛津町の例による。
- カ 国民健康保険優良家庭表彰については、合併時に決定する。

- キ 出産費資金貸付制度については、合併までに条例の整備を行う。基金については、新市において適正な額を定める。
- ク 国民健康保険運営協議会については、合併後、新たに設置する。

2 5 納税関係の取扱い

- (1) 個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 月数については、地方税法に定める月数による。
 - イ 報奨金率については、小城町、三日月町及び芦刈町の例による。
- (2) 納税組合は、合併までに廃止する。

2 6 広報広聴関係の取扱い

広報紙については、毎月1回の発行とし、発行日、配布方法については合併までに調整する。

広聴関係については、新市において調整を図るものとする。

2 7 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。

2 8 情報通信の取扱い

情報化時代への対応、住民サービスの平準化という面から新市において高度情報化整備計画を策定し、経済面、効率面等を考慮し、新市にふさわしい情報通信の整備を計画的に実施する。

2 9 男女共同参画の取扱い

- (1) 新市において、男女共同参画社会を推進するための行政組織体制を確立する。
- (2) 男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに、男女共同参画基本計画の策定及び条例を制定し、事業の推進に努めるものとする。

3 0 高齢者福祉の取扱い

- (1) 住民の高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとし、関係する条例等は合併時に調整する。
- (2) 福祉施設については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、合併までに調整し、実施する。
- (4) 各町独自の事業は、従来の実績を尊重し、4町の均衡が保たれ、制度の趣旨、目的を活かせるよう調整する。
- (5) 敬老会及び敬老祝金については、小城町の例により新市において速やかに調整する。

3 1 障害者福祉の取扱い

- (1) 新市において、障害者基本計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとし、関係する条例等は合併時に調整する。
- (2) 小城町授産場については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、合併までに調整し、実施する。
- (4) 各町独自の事業は、従来の実績を尊重し、4町の均衡が保たれ、制度の趣旨、目的を活かせるよう調整する。

3 2 母子・児童福祉の取扱い

- (1) 新市において、子育て支援計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとし、関係する条例等は合併時に調整する。
- (2) 保育料の階層区分、徴収基準額は牛津町の例による。ただし、平成16年度については、旧町の例による。
なお、国の徴収基準額表の改正があった場合は、近隣市町の動向を踏まえ見直しを図るものとする。
- (3) 国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、合併までに調整し、実施する。
- (4) 各町独自の事業は、従来の実績を尊重し、4町の均衡が保たれ、制度の趣旨、目的を活かせるよう調整する。

3 3 町立病院の取扱い

町立病院については、現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。

3 4 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 新市は社会福祉協議会と協力し、地域福祉の推進に向け、住民が安心して暮らせるよう福祉の充実に努める。

3 5 保健衛生の取扱い

保健衛生の取扱いについては、住民の健康の維持・増進を図るため、各種サービス・事業の充実に努めるほか、次のとおりとする。

- (1) 健康診査（乳幼児、成人）の対象者、個人負担金など4町で差異のあるものについては、合併までに調整し、引き続き実施するものとする。
- (2) 4町において実施している各種健康づくり事業については、サービスの低下を招かないよう、調整するものとする。
- (3) 保健センターについては、地域の身近な保健福祉事業の活動拠点として、また、住民の利便性を考慮し、有効的な活用に努めるものとする。
- (4) 健康づくり推進協議会については、新市において設置するものとする。

3 6 ごみ・し尿処理の取扱い

- (1) 新市において、一般廃棄物処理基本計画を策定する。
- (2) ごみ処理の取扱い
 - ア 可燃ごみ・不燃ごみの収集、処理については現行どおり天山地区共同塵芥処理場組合に委託する。
 - イ 資源ごみ回収事業については、当面現行どおりとし、新市において回収方式の統一を図る。
 - ウ 粗大ごみ回収事業については、現在実施している三日月町、牛津町、芦刈町の例による。
 - エ ごみ減量化対策事業については、新市において補助内容、補助単価を統一し事業を実施する。
 - オ 不法投棄監視員については、環境保全を図るため新市において設置する。
 - カ 審議会、協議会については、新市において機能を統合し環境審議会を設置する。
 - キ 推進員については、新市において業務内容等を整理し、費用、人員を調整し、設置する。
 - ク 生ごみ処理機器購入費補助事業については、新市において、補助金の限度額、補助対象とする数を調整し、継続して事業を実施する。
- (3) 新市において一般廃棄物（し尿）処理計画（実施計画）を策定する。
- (4) し尿処理については、現行どおり新市に引き継ぐ。

3 7 環境対策の取扱い

環境対策については、新市において制定する環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、環境美化の推進を図るものとする。

現在各町で実施している事業は内容を調整し継続する。

3 8 農林業の取扱い

- (1) 農政関係については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 農業振興地域内の農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
 - イ 新市において、地域農業マスタープラン、水田農業振興計画を策定する。
 - ウ 農政審議会については、合併時に新たに設置する。
 - エ 新市において標準小作料協議会、地域水田農業推進協議会を設置する。
 - オ 芦刈町水利委員会、芦刈町用排水調整委員については、現行どおり新市に引き継ぐ。
 - カ 事業費補助金については、国・県補助事業は、現行どおり新市に引き継ぐ。町単独事業は、従来の実績を考慮し、事業の趣旨、目的を活かせるよう調整する。
 - キ 農業振興組織育成補助金については、同一または類似する団体の育成補助は、関係団体の理解と協力を得て統一し、補助基準は合併後調整する。
 - ク 中山間地域直接支払制度については、小城町の例による。
 - ケ 新市においても生産組合長を置く。
- (2) 振興関係については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 土地改良事業については、国・県補助事業は、継続して事業を実施する。町単独で実施している事業については、新市において調整する。新市移行後の受益者分担金については、次の負担率を基本として調整する。

ただし、平成 16 年度の受益者分担金については旧町の例による。なお、防災事業等の公共性の高い事業については、受益者負担はないものとする。

かんがい排水事業	5 %
農道整備事業	5 %
農業用施設（揚水機場等）	20 %

ただし、芦刈町で実施（現採択分）の土地改良施設維持管理適正化事業については、受益者負担はないものとする。

- イ 農地災害復旧事業の受益者分担金については、小城町の例による。
農業用施設災害復旧事業の受益者分担金については、牛津町の例による。
 - ウ 土地改良施設機能管理事業補助金については、合併時に廃止し、新市において新たな制度を創設する。ただし、平成 16 年度は旧町の例による。
 - エ 農道は、現行どおり新市に引き継ぐ。
 - オ 各町内の土地改良区、北浦溜池土地改良区については、事務局を統合できるように調整に努めるものとする。福富干拓土地改良区は、現行どおり新市に引き継ぐ。
 - カ 土地改良事業償還金助成、利子助成については現行どおり新市に引き継ぐ。
 - キ 土地改良区が実施する土地改良施設維持管理適正化事業の新市の補助率については、20%とする。三日月町で実施している町単施設維持管理事業は、合併までに廃止の方向で調整する。
- (3) 林務関係については、次のとおり取扱うものとする。
- ア 新市において、森林整備計画を策定する。
 - イ 新市は、佐賀中部森林組合と協力して林業の振興に努めるものとする。
運営補助については、小城町の例による。
 - ウ 町有林は、現行どおり新市に引き継ぐ。
 - エ 町有林保育事業、流域公益保全林整備事業、生活環境保全林維持管理事業、森林整備地域活動支援事業については、小城町の例により継続して実施する。

39 水産業の取扱い

- (1) 新市は漁業協同組合と協力し、水産業の振興に努めるものとする。
- (2) 水産業振興事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
 - イ 町単補助金については、従来の実績を考慮するとともに市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

40 商工・観光の取扱い

- (1) 商工業振興事業については、合併時に制度を統一する。
- (2) 商工会議所、商工会については、各団体の実情を尊重しながら統合調整に努めるものとする。
- (3) 第三セクター（牛津街づくり株式会社）への出資金については、新市に引き継ぐものとする。
- (4) 各種イベントの取扱いについては、現行どおり継続するものとし、統合すべきものについては、新市において調整する。
- (5) 観光協会については、合併後、速やかに新市観光協会の設置を検討する。

41 町営住宅の取扱い

- (1) 新市において、全地域を対象とした住宅マスタープランを検討する。
- (2) 小城町及び牛津町の町営住宅は、現行どおり新市に引き継ぐ。なお、牛津町の町営住宅については、平成15年度から建替えを含めた住宅再生計画を行う。
- (3) 一般公営住宅の家賃の算定については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (4) 特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

4.2 建設関係の取扱い

- (1) 都市計画については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 都市計画区域については新市において見直しを図り、都市計画マスタープランについては都市計画区域の見直し後に策定する。
 - イ 新市において都市計画審議会を設置する。
- (2) 町道については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において市道認定基準を定める。
- (3) 建設関係事業については、継続中の事業は新市に引き継ぐ。新規事業は新市まちづくり計画に基づき計画的に実施する。

4.3 上水道の取扱い

- (1) 事業主体については、小城町水道は、新市に引き継ぎ、西佐賀水道企業団は現行のとおりとする。
- (2) 使用料及び加入金については、小城町水道（町外）は小城町水道（町内）と同額とし、西佐賀水道企業団については現行のとおりとする。なお、西佐賀水道企業団の使用料等の料金については、新市において、関係機関・団体と協議するものとする。
- (3) 督促手数料については、西佐賀水道企業団の例に統一し、開栓又は閉栓手数料については小城町水道の例に統一する。

4.4 下水道の取扱い

4町で差異のある下水道の取扱いについては、次のように取扱うものとする。

- (1) 公共下水道事業
 - ア 基本計画については、新市において、全体的な計画区域の見直しを行う。
 - イ 受益者負担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において統一する。納期については、新市において調整し統一する。
 - ウ 使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において統一する。
 - エ 水洗便所改造資金貸付制度及び下水道貯金については、合併までに調整し統一する。
- (2) 農業集落排水事業・個別排水処理施設整備事業（受益者分担金、使用料、資金融資・補助金等）の取扱いについては、公共下水道事業に準じるものとする。
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金（事業名、補助対象地域、事業概要）の取扱いについては、下水道計画区域の見直し後、区域を設定する。

4.5 通学区域の取扱い

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域審議会を設けて、協議するものとする。

4 6 学校教育の取扱い

- (1) 学校改築計画等については、各町の計画推進を考慮し、新市において調整を図るものとする。
- (2) 公立幼稚園については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 入園資格については、小城町、三日月町、芦刈町の例による。ただし、新市在住者に限るものとする。
 - イ 入園料については、小城町、三日月町の例による。ただし、平成16年度については、旧町の例による。
 - ウ 保育料については、三日月町の例による。ただし、芦刈町については、合併後数年をかけて調整する。平成16年度については、旧町の例による。
 - エ 送迎については、現行のとおりとし、合併後数年をかけて調整する。
 - オ 延長保育については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 補助金・助成金等については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 就園奨励補助については、小城町、三日月町、牛津町の例による。
 - イ その他の補助金、私立幼稚園助成事業については、実施の有無を含め、合併までに調整する。
- (4) 奨学金貸付事業については、小城町の例による。ただし、高等専門学校在学1年につきは、180,000円を加える。
- (5) 就学費の援助については、国の基準に基づいて行う。
- (6) 学校人権・同和教育の推進については、合併後、国や県の動向をみながら調整する。

4 7 学校給食の取扱い

- (1) 調理施設、職員の配置、給食費、米飯給食助成金については、現行のとおりとする。ただし、新市において民間委託、学校給食センター方式を含め検討する。
- (2) 附属機関については、現行のとおりとし、委員構成については、校区、給食センターごとに調整する。

4 8 社会教育の取扱い

社会教育については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 公民館使用料については、合併時においては、原則として現行のとおりとする。ただし、町内者・町外者料金が定められている施設は、新市の条例を制定する際、それぞれ市内者・市外者料金とする。
- (2) 成人式については、現行のとおり開催する。
- (3) 公民館主催教室・講座等については、新市において新たに調整する。ただし、平成16年度については、現行のとおりとする。
- (4) 完全学校週5日制対策については、新市において全体的に取り組めるもの、学校単位、地域単位で取り組めるものなど調整をする。ただし、平成16年度については、現行のとおりとする。

4 9 社会体育の取扱い

社会体育については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 体育施設使用料については、合併時においては、原則として現行のとおりとする。ただし

町内者・町外者料金が定められている施設は、新市において条例を制定する際、それぞれ市内者・市外者料金とする。

- (2) 町民体育大会については、現行のとおり開催する。
- (3) スポーツ大会については、新市において、市主催、体育協会主催の区別、整理を行う。ただし、平成16年度については、現行のとおりとする。
- (4) スポーツ教室については、新市において調整する。ただし、平成16年度については、現行のとおりとする。

5 0 人権・同和教育の取扱い

人権・同和教育については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 推進事業については、新市において、国・県と協力しながら推進する。

5 1 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画書」に定めるとおりとする。

調 印 書

小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく小城郡合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が相整い、4町長が確認をしたので、ここに署名調印する。

平成16年4月10日

小城町長

江里口 秀次



三日月町長

林 富 佳



牛津町長

牧 口 新 太



芦刈町長

中 島 正 之



特別立会人

佐賀県知事

古川 康

立 会 人

合併協議会委員

川 副 四 郎

合併協議会委員

古 賀 邦 男

合併協議会委員

徳 田 芳 照

合併協議会委員

北 門 晃

合併協議会委員

相 原 一 郎

合併協議会委員

大 平 竟 弘

合併協議会委員

西 山 勝

合併協議会委員 金子清登

合併協議会委員 江島麻一

合併協議会委員 小柳容子

合併協議会委員 中尾伸代

合併協議会委員 服巻芳史

合併協議会委員 上野美智子

合併協議会委員 香月千工三

合併協議会委員 末次正二郎

合併協議会委員 松永幸雄

合併協議会委員 井上俊夫

合併協議会委員 加藤邦子

合併協議会委員 松尾智美

合併協議会委員 小本康徳

合併協議会委員 荒巻利幸

合併協議会委員

石橋 正明

合併協議会委員

下村 廣子

合併協議会委員

古川 恭子

合併協議会委員

常 松 昊 士

合併協議会委員

秋 丸 喜 代 靖

合併協議会委員

村 岡 泰 三

合併協議会委員

井 手 亨 由

地域審議会の組織及び設置に関する事項

(趣旨)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町の区域(以下「関係区域」という。)ごとに地域審議会(以下「審議会」という。)を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画(新市まちづくり計画)の変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、関係区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 公共的団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 前項第4号の委員の人数は3人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、関係区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(雑則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

1 この事項は、平成17年3月1日から施行する。

2 施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。